

金剛ふるさとバス利用者 OD 調査業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村

地域公共交通活性化協議会

1. 趣旨

この要領は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)が発注する「金剛ふるさとバス利用者 OD 調査業務」を委託するに際し、価格による競争のほか、より充実した業務内容も踏まえた業者選定を行うことを目的として、公募型プロポーザル方式により、受注者として契約を締結するための協議を行う事業者(以下「受注候補者」という。)を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1)業務の名称

金剛ふるさとバス利用者 OD 調査業務(以下「本業務」という。)

(2)業務の目的

金剛ふるさとバス各路線の利用状況(乗降区間、時間帯別・各便の利用状況など。)を詳細に把握することで、4市町村(富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村。以下同じ。)それぞれの費用負担、路線の維持・改善、再編、ダイヤ改正等の基礎資料とすることを目的とする。

(3)業務の内容

別紙「金剛ふるさとバス利用者 OD 調査業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4)調査時期

令和7年11月の平日及び土休日のそれぞれ1日(終日)とする。ただし、天候その他社会情勢により、時期を変更する場合がある。

3. 契約期間

契約日の翌日～令和8年2月2日

4. 提案限度額

8,720,000 円(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

5. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する資格を有する者は、本業務の公募開始の日から契約締結の日までの期間において、次の各号に掲げる条件の全てに該当するものとする。

(1)自治体又は他の公共事業者において、令和6年度までに、路線バスにおける

OD 調査等の元請事業者として受注実績があること。

(2)4市町村のいずれかで入札参加資格登録がある者(以下「入札登録者」とい

う。)、または、4市町村において入札参加資格登録がない者(以下「入札未登録者」という。))は、次の各号に掲げる条件の全てに該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 国税等(法人税、消費税、所得税)並びに、4市町村に納税・納付義務がある場合は税の未納がないこと。

(3)入札登録者は4市町村の、入札未登録者は入札参加資格登録のある自治体の、それぞれいずれかにおいて入札参加停止を受けていないこと。

(4)4市町村それぞれが制定する暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

(5)その他、本業務の受注者となり得る者としてふさわしくない者でないこと。

6. 選考スケジュール(案)

公募から契約締結までのスケジュールは、以下のとおりとする。

日程	内容
令和7年8月25日(月)	本要領、仕様書、審査基準公表
令和7年8月25日(月) ～9月3日(水)	参加申込書類及び質疑書の提出期間
令和7年9月5日(金)まで	質疑に対する回答
令和7年9月8日(月) ～9月12日(金)	提案書類の提出期間
令和7年9月下旬	受注候補者選定委員会(日時は別途通知します)
令和7年9月下旬 (上記選定委員会後)	審査結果通知
上記結果通知日以降、指定日	契約締結

※提案者の数によっては、変更となる可能性がある。

※時間を指定しているスケジュールもあるので留意すること(別掲)。

7. 参加申込書類の提出

(1)提出書類及び必要部数

- ①参加申込書 兼 誓約書(様式1) 原本(PDF データ)

- 印鑑は、4市町村のいずれかでの入札参加資格登録内容と同一の印鑑を押印のこと。

【5. 参加資格(2)で規定する4市町村で入札参加資格の登録がない者のみ以下の書類を提出すること】

②登記事項証明書(商業・法人登記簿謄本) 原本(PDF データ)

※法務局で発行されたもの(履歴事項全部証明書を提出)

③法人税・消費税の納税証明書(法人)(その3の3) 原本(PDF データ)

※税務署で発行されたもの

④市町村税の未納確認の同意書 原本(PDF データ)

(2)提出期限

令和7年9月3日(水)17時30分まで

(3)提出方法

期日までに電子メールにて提出すること。

(電子メールでの提出後、必ず電話にて着信を確認すること。)

電子メールの件名を「【参加者名】金剛ふるさとバス利用者 OD 調査業務
公募型プロポーザル参加申込書類」とすること。

(4)提出先

協議会事務局(下記問い合わせ先。以下「事務局」という。)あて下記メールアドレスへ提出すること。

電子メール:komibus4@city.tondabayashi.lg.jp

(5)申込書類の審査

提出された参加申込書類の審査の結果、参加資格等の要件を満たした者を
本プロポーザル参加者(以下「参加者」という。)とする。

なお、上記申込書類に不備があった場合、提出期限までに提出がなかった
場合、提出後の書類審査により参加資格を満たさない場合は、提出時に遡っ
て参加申込みがなかったものとして取り扱い、以後の手続きは無効とする。

8. 仕様書に関する質疑受付

仕様書の内容について、質疑がある場合は、下記の要領にて質疑すること。

なお、質疑の有無及び内容は、本プロポーザルの審査に影響されない。

本実施要領に掲げる手続方法等について質問がある場合は、下記の問い合わせ
先まで直接、連絡するものとする。

(1) 質疑締切

令和7年9月3日(水)17時30分まで

(2) 提出方法

別添の質疑書(様式2)により、電子メールにて提出

(電子メールでの提出後、必ず電話にて着信を確認すること。)

※ 記名及び押印がない質疑、指定以外の提出方法による質疑、又は締切後
の質疑は受け付けない。

(3) 提出先

事務局あて下記メールアドレスへ提出すること。

電子メール:komibus4@city.tondabayashi.lg.jp

(4) 質疑回答

令和7年9月5日(金)までに、参加者に対し電子メールにて回答

9. 提案書類の提出

(1) 提出書類及び必要部数

【共通事項】

- 電子書類はすべて原本の PDF データとする。
 - 紙書類は、A4 サイズ、印刷の向きを縦向きとし、フラットファイル等に綴じること。
 - いずれの書類も正本(原本等で構成されたもの)1部と、副本(その写しで構成されたもの)10部を作成し、提出すること。
 - 副本10部については、受注候補者の選考に使用するので、参加者名の記載及び押印、その他参加者を特定できる表記を記載しないこと。
- ① 参加申込書類一式
- 参加申込時に電子メールにて提出したものを提出すること。
- ② 業務実績書(様式3)
- ③ 業務の実施体制(様式4)
- ④ 見積書(様式5)
- 消費税額及び地方消費税額を含まない金額(税抜き)を記載すること。
 - 見積書の金額が、提案限度額を超過した場合は、失格とする。
- ⑤ 積算内訳書(任意様式)
- 内訳書の合計金額(税抜き)が、見積書の金額と一致していること。
- ⑥ 企画提案書類(任意様式)
- ⑦ 資格調書(任意様式)
- 申請時に資格取得がわかる証明書類の添付は求めないが、受注候補者の選考、契約手続き及び契約後の業務状況報告等において、当該証明書類の写しの提出を求める場合があるので、あらかじめ準備すること。
- ⑧ 受注実績のある直近の OD 調査等業務の成果がわかるもの

(2) 提出期限

令和7年9月12日(金)17時30分まで

(3) 提出方法

電子書類は上記提出期限までに電子メールにて提出し、後日速やかに、紙書

類を郵送または持参にて提出。

- 電子メールでの提出後、必ず電話にて着信を確認すること。
- 電子メールの件名を「【参加者名】金剛ふるさとバス利用者 OD 調査業務 公募型プロポーザル提案書類」とすること。
- 紙書類の郵送による書類到達の有無に関し、事務局は一切その責めを負わないので、郵送方法には特に留意すること。
- 持参による提出日時は、平日(月曜日～金曜日)の9時～17時30分とする。

(4)提出先

電子メール:komibus4@city.tondabayashi.lg.jp

郵送による紙書類提出先:事務局(下記、問い合わせに記載の所在地)

持参による紙書類提出先:事務局(富田林市桜ヶ丘町2-8

すばるホール 4 階 富田林市まちづくり部交通政策室)

(5)留意事項

- ① 提案書類の作成にあたっては、仕様書を熟読したうえで、別紙「金剛ふるさとバス利用者 OD 調査業務公募型プロポーザル審査基準」(以下「審査基準」という。)に記載のある審査項目に沿って作成し、説明文書のほか、写真、イラスト等を用いて審査委員にイメージが伝わるように作成すること。また、協力会社等がある場合は、A 社、B 社等と記載し、会社が特定できないようにすること。
- ② 提出された提案書類が、次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加申請を無効とする。
 - 必要書類の全部または一部について、提出期間外に提出した場合
 - 指定した提出場所以外の場所又は送付先に提出した場合
 - 異なった提出方法により提出した場合
 - 指定された様式以外の様式で提出した場合
 - 内訳書の金額が見積書の金額と異なる金額を記載した場合
 - 参加申込書類、及び提案書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 事務局から指示があった場合を除き、一度提出された提案書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ④ 事務局への提出された提案書類は返却しない。
- ⑤ 事務局が、本プロポーザルの審査の目的以外で参加申込書類及び提案書類を使用することはない。ただし、4市町村それぞれが定める情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書として取り扱うものとする。
- ⑥ 本プロポーザルにかかる書類の作成及び提出その他一切の費用は、参

加者の負担とする。

- ⑦ 審査の公平性を著しく害する行為があった場合、その他提案にあたり著しく信義に反する行為等があると認めた場合は、当該参加者の参加申請を取り消す場合がある。

10. 参加申請辞退について

本プロポーザルに参加申込を行ったのち、参加者の都合により本プロポーザルの参加を辞退する場合は、受注候補者選定委員会開催日の前日までに辞退届(様式6)原本1部を電子メールにて提出すること。

- 印鑑は、入札参加資格申請書と同一の印鑑を押印のこと。
- 辞退届の提出による本プロポーザルの参加辞退により、協議会及び4市町村による他の契約及び入札参加等で不利益な取り扱いを受けることはない。

11. 受注候補者の選定

(1) 選定方法

- ① 受注候補者の選定は、参加者が提出した提案書類の内容に基づいてプレゼンテーションを行うため、金剛ふるさとバス利用者 OD 調査業務受注候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)による選定とする。
- ② 受注候補者の選定は匿名で行う。
- ③ 参加者が6社以上の場合は、上記スケジュールにかかわらず、複数日に分けて選考を行う場合がある。

(2) 選定委員会の日時

各参加者のプレゼンテーションの時間は、提案書類の提出締切後に通知する。

(3) 留意事項

- ① 選定委員会は非公開とする。
- ② 1参加者につき、プレゼンテーションを15分、選定委員によるヒアリングを15分の30分程度とする。
- ③ プレゼンテーションでは、選定委員への紹介等は省略し、速やかに準備の上、説明を開始するものとする。
- ④ プレゼンテーション当日に、提案書類以外の追加資料を用いて説明することは認められない。また、提案書類の変更も同様とする。
- ⑤ 選定会場内における資料等への社名等の記載や発言その他参加者が特定されるような言動には十分留意すること。
- ⑥ 選定委員会に出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、プロ

ポーザルに辞退されたものとする。

- ⑦ プレゼンテーションに必要な機器は参加者で用意すること。ただし、スクリーンやプロジェクターについては事務局にて用意する。

(4) 選定手続

- ① 見積書金額を50点満点、業務実績・資格・実施体制・企画提案・工程管理を50点満点とし、合計100点満点で競うものとする。
- ② 参加者が提出した提案書類の内容について、選定委員が「審査基準」に基づき審査し、各選定委員の評価点の平均が最も高かった参加者(以下「最高評価者」という。)を受注候補者とし、次に高かった参加者を次点とする。
- ③ 最高評価者が複数の場合は、企画提案の評価点が最も高かった者を受注候補者とする。ただし、企画提案の評価点が最も高かった者が複数の場合は、くじにより受注候補者を決定するものとする。
- ④ 最高評価者の評価点が60点未満であった場合は、受注候補者を決定しない場合がある。

(5) 選定基準

「審査基準」を参照のこと。

(6) 参加者が1者の場合の取り扱い

参加者が1者のみの場合においても、本件プロポーザルは成立するものとする。

この場合の提案書類の審査において、見積書金額を除く評価項目の6割(30点)を満たした場合は、当該参加者を受注候補者とする。

12. 審査結果通知

応募のあった全ての参加者に、審査結果を文書で通知するとともに、全参加者への通知後に富田林市ウェブサイトにて、選定結果及び評価結果を公表する。

13. 契約手続等

本プロポーザルにより受注候補者となった者は、業務内容に関する協議を行ったのち、再度、見積書その他協議会が必要とする書類を徴収したうえで、随意契約により業務委託契約を締結するものとする。

協議会と協議が調わなかったときは、契約を締結する資格を失うので、留意すること。この場合において、次点の参加者が受注候補者となり、以下同様とする。

14. 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格(選定対象からの除外)とする。

なお、失格となった場合は、当該参加者にかかるそれ以後の協議会が発注する契約等の相手方の選考に影響する場合がある。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 本プロポーザルの実施終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

15.本プロポーザルの中止

下記のいずれかに該当する場合は、直ちに本プロポーザルの実施を中止する。

- ① 参加申込及び受注候補者の不存在、すべての参加者の参加辞退その他本プロポーザルの実施過程において参加者が「0」となった場合。
- ② 震災その他天災地変により、協議会が本プロポーザルの実施が困難と認めた場合。
- ③ その他、協議会が本プロポーザルの実施が困難と認めた場合。

16.その他

本実施要領に定めのない事項については、富田林市が実施する競争入札執行の手続の例によるものとする。

【問い合わせ先】

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会事務局

所在地：〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

富田林市まちづくり部交通政策室内

電話番号:0721-25-1000(内線 416・417)

FAX :0721-20-2072

電子メール:komibus4@city.tondabayashi.lg.jp